


庁議付議事案書

開催・令和3年7月21日

所管部課	総務部 文書課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル庁設置法の成立により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正が行われる。改正により、引用条文に号ずれ等が生じることから、本条例を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>ア 第34条の10における所要の改正</p> <p>(ア) デジタル庁設置法による改正により、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。</p> <p>(イ) 号ずれ：「第19条第7号」及び「同条第8号」を、「第19条第8号」及び「同条第9号」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>本改正により、適切に個人情報保護を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和3年5月 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル庁設置法の公布。</p> <p>令和3年7月 文書課において審査済み。</p> <p>令和3年9月 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による、改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及びデジタル庁設置法施行。</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
令和3年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。